

セーフティネット5号申請について

セーフティネット5号（ロー①）

【対象者】

1. 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること
2. 法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
3. 別に定める指定業種一覧*1のいずれかに業種が該当していること。

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種である（かつ保険の対象としていない業種・業態ではない）ことが確認できる中小企業者であって、企業全体について、以下の要件を満たしている事業者。

- (1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、
- (2) 最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月に比して20%上昇していること、
- (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

指定業種一覧中小企業庁HP セーフティネット保証5号の指定業種

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

【必要書類】

1. 認定申請書 1部

「5号ロー①認定申請書」の業種欄は細分類基準で事業の売上高の多い順に記入する。

2. 申請書計算チェック表 1部

軽油単価・原油単価算出用 1部（必要により追加してください）

3. 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの。

法人の場合：「履歴事項全部証明書」

個人の場合：確定申告書【第一表】及び青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し等

4. 別紙1「申請者の概要」 1部

・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。（必要によりパンフレット等、事業内容の分かる資料の添付）

5. 別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部

6. （金融機関の代理申請の場合）委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。

7. 申請内容を確認できる添付書類（計算チェック表に記載した以下の書類）

①「最近1年間の売上高」の分かるもの。複数の事業を行っている場合（売上高が分かる書類等内訳別）

②最近1か月及び前年同期1か月における原油等の仕入価格及び仕入量を確認できる資料。

（仕入単価を証明する書類）

（例）仕入れ帳、納品書、伝票、請求書のコピー等

③最新の売上原価及び最新の売上原価対応する原油等の仕入価格を確認できる書類

（例）月別試算表、月次損益計算書のコピー、製造原価報告書のコピー等

④申請時点における最近3か月及び前年同期3か月の原油等の月平均仕入価格を証明する書類のコピー等

（例）製造原価報告書のコピー等

⑤申請時点における最近3か月及び前年同期3か月の月平均売上高を証明する書類のコピー等

（例）月別試算表、月次損益計算書のコピー等

*1. 最近3か月の範囲は、原則、申請日の前月を含む3か月であるが、複数の営業所の売上が未集計で直近月の売上が確認できない場合、申請月を除いて6か月以内の連続する3か月間とする。ただし、直近の月の売上高が未集計の場合適用する措置で、集計が取れている最も近い月とその前2か月間の3か月間に限る。

*2. 売上台帳や帳簿の写し等の場合は余白に事業者の住所、氏名を自署・法人の場合は社判を捺き「〇〇の写しに相違ありません」と奥書をして下さい。

〈令和6年12月1日〉

【申請書記入に際しての注意事項】

(注1) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注2) $P > 0$ となっていること。

(注3) 申請者全体の値を記載すること。

【その他留意事項】

1. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係
電話 019-626-7538